

旧（変更前）	新（変更後）
<p>第3条（カードの発行および取扱等）</p> <p>4. <u>カードの紛失、盗難、その他事由により、第三者にカードを不正使用された場合には、本条第6項(2)を適用する場合を除き、会員が一切の責任を負担し、当社は責任を負わないものとします。</u></p> <p>6. (1) 会員は、暗証番号を第三者に知られないように善良なる管理者の注意をもって適切に管理し、<u>当該暗証番号が第三者に知られたことに基づく損害は本項(2)を除き会員が負担します。</u></p> <p>(2) 会員が前項の届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難または ID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の 30 日前以降に生じた当該届出に係るカードまたは ID や暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員以外の悪意ある第三者の不正使用と認定した損害は、当社が<u>補てん</u>します。ただし、<u>会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補てんされません。</u></p> <p>第3条</p> <p>5. <u>～直ちに当社に電話書面又は～</u></p> <p>改定日 2022年3月17日</p>	<p>第3条（カードの発行および取扱等）</p> <p>4項削除（以下項数繰り上げ）</p> <p>5. (1) 会員は、暗証番号を第三者に知られないように善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとする。</p> <p>(2) 会員が前項の届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難または ID や暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の 30 日前以降に生じた当該届出に係るカードまたは ID や暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員以外の悪意ある第三者の不正使用と認定した損害は、当社が補償します。ただし、会員の故意もしくは重過失等により本条第2項、本条第3項または本条本項（1）の管理を怠り取引が実行された場合、会員本人または会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。</p> <p>第3条</p> <p>4. <u>～直ちに当社に電話書面または～</u></p> <p>改定日 2022年7月14日</p>